

小平市教育委員会会議録（甲）

——1月定例会——

平成19年11月21日（水）

平成19年11月 教育委員会定例会（甲）

開催日 時 平成19年11月21日（水） 午後2時00分～午後4時00分
開催場所 市役所5階505会議室
出席委員 小池貞雄委員長
伊藤文代委員長職務代理者
吉田昌子委員
荒畠忠弘委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
島林正美中央公民館長
蛭田廣一中央図書館長
仙北谷仁策指導主事
書記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会11月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、伊藤委員長職務代理者及び私、小池でございます。

それでは本日の議題に入ります。

(委員長報告事項)

○小池委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会について。私から報告いたします。

10月31日、平成19年度教育委員会連合会第3ブロック研修会が東大和市で開催され、伊藤委員、吉田委員、荒畑委員、石川教育庶務課長補佐と私の5人で参加をいたしました。

研修会は東大和市の戦争遺跡の取り組みについて、東大和市立郷土博物館職員の木村敏氏から説明があり、その後旧日立航空機変電所と郷土博物館のプラネタリウムの施設見学がございました。東京中心部の大空襲につきましては、いろいろな形で取り上げられておりますけれども、私たちの身近にも大きな空襲があったということ。しかもそれが生々しい弾痕の残された旧日立航空機変電所の戦争遺跡は非常に衝撃的でございました。戦後60年を過ぎました。当時のありますだんだん風化しつつございますけれども、二度とあのような戦争に巻き込まれないために、戦争を知らない人たちに戦争の恐ろしさや悲惨さを語り続けることは、非常に大切なことだと思いました。

以上で、第3ブロック研修会の報告を終わらせていただきます。

次に、委員長報告事項（2）教育委員管外視察研修につきまして、これも私から報告いたします。

11月6日北区王子の北とぴあ、さくらホールで、市町村教育委員会研究協議会が開催されました。1日目の全体会のみ、教育委員全員と阿部教育庶務課長の6人で参加をいたしました。

午前中は「初等中等教育をめぐる課題と動向」について、文部科学省の企画課長であります常盤豊氏より行政説明がございました。午後は「学校が取り組むべき課題と教育の質の保証」について、東京都教育委員長の木村孟氏の基調講演がございました。その後「教育の質をいかに保証するか」というテーマでパネルディスカッションが行われました。行政説明と基調講演につきましては、詳細な資料をいただいておりますので、後ほど御検討いただきたいと思います。

今回の研究の主題は教育の質の保証ということであります。大変重要なテーマですので、若干内容を報告いたします。

文部科学省の常盤豊氏の行政説明では、教育基本法が60年ぶりに改正に至った社会的背景やその概要についての説明、及び教育三法の改正についての説明がありました。教育の質を充実させるために4本柱が立てられております。

1番目は新しい教育理念を踏まえた各種学校の目的、目標の見直しでございます。

2番目は、副校長などの新しい職の設置による組織力の強化、及び学校と保護者、地域の連携、協力を目的とした学校評価と情報提供に関する規定の整備でございます。

3番目は、教育における国、教育委員会の責任の明確化と、安心して子どもを預け得る体制の構築。

4番目の柱は、教員免許更新制の導入等による教員の信頼性の確立でございます。

また教育委員会に関する点といたしましては、1番目に教育委員会の役割、責任体制の明確化、それから保護者の選任義務化等によります体制の充実。2番目が市民への説明責任を果たすために、活動状況の点検評価を行い、議会へ報告し、公表することとなっております。

なお、学習指導要領等の見直しにつきましては、平成19年度中に行う予定ということでございました。

次に、東京都教育委員長の木村孟氏の基調講演の主な内容でございますが、一つは教育委員会の活動に対する透明性の確保、評価、説明責任の重要性について、でございます。それから2つ目は、平成13年度、平成15年度、平成19年度の3ヶ年の全国一斉学力調査の結果分析を踏まえまして、教員の努力の成果は確実にあらわれておるということ。それと世界的にも日本の教育のレベルというの高いと。そういうお話をございました。

3番目は、人口の少ない国のレベルと比較して、学力問題やゆとり教育が非常に批判されておりますけれども、この批判は当たってはいないと。しかしこれは国民が教育に熱心な証拠であるという前向きにとらえた方がいいというお話をございました。

それから4つ目は、質の高い教育を提供するには一人一人のニーズに応じた教育の展開と教育システムの多様化が大切であると。そのためには家庭、地域の教育力の回復と連携、それから教員の資質向上、教育委員会の機能の実質化が重要と。こういうお話をございました。

次のパネルディスカッションでは、教育長2名、それから大学教授、企業、文部科学省からそれぞれ1名ずつ計5名の方からの御意見が出されておりました。事例報告のほかに学校評価や教育委員会の自己点検、評価、教員の育成に関する意見が多く出されていたと思います。

今回の研究協議会で感じましたことは、かつては小平方式であると呼ばれておりましたけれども、地域密着型の教育改革の方向というのは、いよいよ全国版になってきているなというふうに感じました。そこで現状をもう一度謙虚に評価、分析をして、さらに実効性を高めるための見直しというのは、やはり必要であろうというふうに感じました。

ここで大変よい機会でございますので、協議会に参加された各委員の方から全体を含めまして御感想や御意見を伺い、意見交換を行いたいと思いますが、よろしうございましょうか。

余り指名というのはよくないのですけれど、それでは伊藤委員お願いいいたします。

○伊藤委員

それでは、委員長が今、御報告されたことで、ほとんど網羅されていると思いますので、私としましてはポイントとして感じたところを申し述べようと思います。

まず基調講演においてもパネルディスカッションにおいても、今回、教育の質ということが大きなテーマでございました。小平市の第三次長期総合計画の基本構想のところにも「地域とともにより質の高い教育をめざすまちです。」というのがうたわれておりますことからも、私も教育の質ということがどう語られるかということに、非常に高い関心を持って臨みました。その中で非常に印象に残ったことは、地方教育行政法が改正されて、第27条に教育委員会の点検及び評価を行い、それを議会に報告を提出するというところでございますけれども、学校評価と同様に、

内部評価、外部評価、そして第三者評価という、評価システムづくりが必要になってくるというところです。

これにつきましては、短期的な評価と長期の評価、そして理念とのリンクが非常に重要だという話がありました。評価のためには、まず基本的な構想というものが大事でして、市と一体となったグランドデザインをまず設定することが重要ではないかというお話がありました。小平市においても、この27条に沿った評価システムづくりが必要になってくるわけですけれども、それに当たってはやはり議会、市長部局との関係を整えていくということも重要な前提になっていくのではないかということを思いました。

それからパネルディスカッションの方では、教師と子どもたちのふれあいの大切さとか、それからやはり保護者のニーズにどう答えていくかというようなことが、さまざまに話し合われましたけれども、印象的だったのは、最後の方で会場からも笑いが漏れたのですが、教員養成の現場にいらっしゃる方から、その方は九州の方での教育改革の現場ともかかわっていらっしゃるようなんですが、あれもこれもと教育改革をしていない地域の方がいろいろいい結果が出ている、という発言がありました。また、あるいは文部科学省の企画課長補佐から文部科学省の方で示したものを、これはモデル事業を指すのでしょうか、それを見て決めるのではなく、それぞれの教育委員会がどれを当てはめたらしいのかを決めていってほしいというような、この方は鹿児島で教育長をなさったという御経験からの御発言でもあったのですが、そういった一種逆説的でもある発言がありました。

教育の質を語るときに、こういった発言が出てくる状況、背景を考えてみると、いろんな地域で教育改革というものが、小平市においてもある種のダイナミズムを持って行われてきましたが、ここでバランスとか、細部に気配りした教育行政を検討していくことが必要という、新たな段階を迎えているのではないかということが考えられると思いました。

それから、私どもは一日目の全体会に出席しただけで、二日目の分科会には出席しなかったんですけれども、資料を読みまして注目すべきところがございました。

まず第一分科会の「学校評価の目指すものと教育委員会の役割」で、府中市の教育委員会が、「第三者評価を取り入れた開かれた学校づくりと校長支援」として、取り組みを発表していました。府中市では府中市立学校評価システムというものをつくり、専門家などをメンバーとした第三者による学校評価委員会というものをつくり、その評価委員会が学校訪問をし、問題点の指摘だけでなく、改善の具体的提案や次年度の学校経営計画策定に向けての経営支援、コンサルティングを行っているという発表がありました。これは今後、私ども小平市の教育委員会も、教育委員が行っている学校訪問の見直しとあわせて、模範とするところもあるのではないかという印象を持ちました。

それから第二分科会の「教員の指導力向上と教育委員会の支援」というところでは、群馬県沼田市が「相互乗り入れ型学級担任制」というのを発表しております。これも一つ参考になるのではないかと思います。

いずれにしましても、今後、小平のすぐれているところを生かしながら、新たな段階を迎えた

ということを認識し、他の市区町村の例も参考にしながら具体的な検討を行っていく必要があると思いました。

以上です。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

吉田委員、いかがでございますか。

○吉田委員

この研修会につきましては、ただいま委員長並びに職務代理の方から詳細がお話しされましたので、私は簡単に感想だけを述べさせていただきたいと思います。

今回この研修会に参加いたしまして、結論からいいますと小平市の教育改革が正しい方向性を持ち、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり進められているものだということを強く感じました。

研修会では先ほど来お話がありましたように、学力の向上、教育の質の向上、質の保証をキーワードに、基調講演やパネルディスカッションが行われました。その中で、質の高い教育の提供という点では習熟度別学習、特別支援教育の充実など、子ども一人一人のニーズに応じた教育の展開と教育システムの多様性の確保が重要であるということ。また家庭や地域の教育力の回復、学校、家庭、地域の連携、そして先生方の質の向上などが非常に重要であるというようなお話をいただきました。この中でも特に地域の教育力の回復、そして学校、家庭、地域の連携といった点では、私はこの小平市の教育改革は他の都道府県と比べましても、かなり進んでいるのではないのかなという感じを受けました。

ですからこの現状にとどまるのではなく、努力を続け、さらにはばらしい教育を子どもたちに提供できるように、さらなる発展に期待しつつも、教育委員である私どももしっかりと精進が必要であるというふうな感じを受けました。

以上でございます。

○小池委員長

非常に力強いお言葉、ありがとうございました。

それでは荒畑委員お願いいいたします。

○荒畑委員

私は10月1日に教育委員になりまして、初めて平成19年度の市町村教育委員会研究協議会第一ブロックということで、北とぴあ、さくらホールへ行きました。

何しろ緊張しているということで、必死で聞いている、の一言なんですけれども、今、委員長またお二人からお話をございましたように、大体網羅はされていると思うんですが、私の感想を

申し上げさせていただきたいと思います。

まず教育基本法を昨年の12月に60年ぶりに改正されたということ。この内容を見ましても、非常によかったですという印象を持っております。

一つは規範意識を持って公共の精神を育んでいく教育、それから環境保全とか生命自然を尊重して家族愛に根差した教育、それと郷土愛とか祖国愛、最後には国際社会の平和と人類愛ということで、これは教育基本法を見直したということで意義あることではないかなというふうに思います。

また教育三法の改正につきましても、最初の学校教育法の改正が副校長と新しい職を置くことができるということで、やはり学力向上とか生徒指導上も組織としての学校の力を強化されたということで、非常によいことではないかと思いました。

それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正におきましては、教育委員会の責任体制の明確化と、それから活動の自己点検、評価、ちょっと自分ではどういう形で行くのかなどというふうに思ったのは、教育委員への保護者の選任の義務化ということで、このことにつきましては平成20年4月1日からということを伺っております。

また、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正ということで、教員免許更新制度の導入を平成21年4月1日から行うということを聞きまして、これは今、教員の資質の向上、あるいは問題教員の排除、どちらに重点をおくのかというようなお話もありましたけれども、両方の意味において、これはいいことではないかなというふうに思いました。

基調講演、またパネルディスカッションにおきましては、学校が取り組むべき課題と教育の質の保証、またいかに質を高めるかというお話し合いがされまして、いろいろ聞いておりましたら、学芸大学の児島先生は、大学がやはり社会とどうかかわっていくかによって大学の評価が変わってくる、ということをおしゃっておりました。また、教師の3つの要素としまして、人間的側面、幅の広さ深さのほかに専門的知識、技能は必要なんですかとも、子どもを動かす技術をやはりいかに引き出すかができる教員がこれから求められているというお話もされておりました。

また資生堂の大矢様のお話の中に、質を高めていくということは、教育とちょっと違う面もあるとは思うんですが、お客様の声は宝の山ということで、声に耳を傾けて誠実に対応して、はつきりときちんと迅速に納得するように説明をしていくというお話がありました。教育上小学生、中学生にもそういった心構えでやっていくことが大事ではなのではないかというふうに思いました。

それから、文部科学省の堀野様のお話なんですかとも、やはり教師一人では限界があるので、副校長を置いたのは非常によいことではないかというお話がありました。またあとは職場体験のこととも、非常に質の向上に役立つというお話もございました。

それから教育委員会の評価のことにつきまして、文部科学省の堀野様から自己点検評価を学識経験者を交えて外部の目で見てほしい。また議会に報告をすることはもちろん大切なことであるというお話がございました。

あとは北区の教育委員長の高橋様からは、評価システムづくりとか、他の市町村の委員を加え

てはどうか、とかいうことが評価をする上で大事だというお話をございました。

それから、あと教員免許法の改正につきましては、先ほどちょっとお話をいたしましたけれども、特に免許の更新制については資質の向上のためなのか、問題教員の排除のためなのかということなんですけれども、やはり初心忘るべからずということで、20代30代40代でそれぞれリニューアルをする気持ちで、更新制度というのは意義があるのではないかというお話をございました。

それから、質の高い教育の提供については、資生堂の大矢様からは、若くて優秀な社員が入ってくるので環境を整えて、やはり教育をしていくというお話があり、また学芸大の児島先生からは、教師と子どもの関係を壊さないようにしながら授業を通して改善改定をしていってほしい。それから北区の教育長高橋様のお話の中では、子どもの輝き戦略ということで、やはり子どもさんの過ごす家庭の基盤が変わってきてるので、学校等で安全で健やかな居場所、放課後子ども教室等をつくって精いっぱい遊んでよく寝てもらうとか、あるいは宿題は学校でやってよく遊ぶようにとか、そういうことが子どもの教育上もプラスになるのではないかというお話をありました。

最後になりますけれども、文部科学省の堀野様から、学校ごとによって判断をするのが教育委員会の役割ではないかということを言われまして、ちょっとどきっとました。

あとは先ほど吉田委員もおっしゃっておりましたが、家庭、地域の協力がないと学校教育ができるないということで、やはり学校だけに任せ切るのではなくて、家庭と地域が協力し、共通の理解と役割分担を持ってやっていただくということが大切ではないかと思います。私、初めて参加させていただきまして、自分自身が教育の問題について勉強させていただいたというのが率直な感想で、これをどう参考にしてやっていったらいいかということについては、まだこれから自分自身で努力していきたいと思っております。

以上です。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは教育長、いかがでございましょうか。

○坂井教育長

驚いております。

この教育委員研修というのは、日本の国を東と西に分けて、毎年各県の持ち回りで開催されているんですけども、これまで教育委員の皆さんのがその研修会に参加したことはなかったわけなんですよね。以前に私が、4年前だと思うんですけども、参加したときに、非常に内容的に委員さんたちの研修の場所としては最高ではないかと思いました、庶務課長とも話しまして、何かのきっかけで委員が参加できるようにした方がいいねという話はしていたんです。たまたま今回東京でやったものですから、近いし参加しやすかったんですけども。

この東の方でいいますと、長野県あたりを境にして北海道まで含まれてしまうわけです。会場も全国に分かれてしまうんですよね。だからその辺、旅費のこともちょっと検討しながら、やはりこの研修は委員の皆さんに参加していただく場には大変意義のある研修会だと思っていますので、改めて検討していきたいと思っています。

私が参加したのは長野でやったときだったんですけど、今回と同じように、要するに文部科学省がとらえている教育課題と今後の方向性について報告があり、各県の教育委員会、市町村になりますけど、それぞれの市町村がどういう教育課題を持って具体的にどういう取り組みをしているかという報告が、あるわけなんですよね。それは大変私は参考になると思いますので、今回4人の委員の皆さんの報告を聞いたたら、すごくしっかり聞いていらっしゃるなど正直な話びっくりしましたけどね。ぜひ私もそういう意味では一緒に出させていただきながら、小平の教育の充実と発展に頑張っていきたいと思っています。

その中で、もう委員の皆さんからいろいろ説明がありましたけども、小平では学校と家庭、地域社会の連携というのが非常に大きな教育の方向としてとらえて取り組んできたわけですけれども、もう今は全国的にこの方向性が一つの方向として示されてくる中で、ある種の先導的な取り組みの実績を上げてきているといえますので、非常に問い合わせが多いんですよね。有馬生涯学習推進課長、今度、国が来るのは22日でしたか。

○有馬生涯学習推進課長

11月26日です。

○坂井教育長

26日ですか。

26日に学校と地域社会の連携、いわゆる学校支援ボランティア、コーディネーター、そういう活動の様子を話し合いたいということで、文部科学省や教育政策研究所、そういう方たちがみて、生涯学習推進課の職員と話し合いを持つことになっていますけれども、そういう意味で小平が取り組んできたことを、ある程度評価していただいたのかなと思っています。

ただこれは方向性として本当に行政も学校も地域の皆さんも一緒に取り組んできましたけれども、新しい教育課題というんですかね、教育基本法が改正されて三法の改正とともに、また新たな課題が出てきましたので、そういうものも、もう一度見直して方向性を確認しながら進めいかなければいけないと思っています。

それと、お話をありました評価の問題が実はこれから大きな課題になってくるわけです。小平の場合は平成13年に評価項目を決めまして各学校に配り、それを各学校の実態に合わせて内容を変更をして外部評価を行うようにという指導をしてきたわけです。本当にそういう意味ではよくやってもらっているんですが、今回は余り詳しくは話されなかつたんですけど、外部評価の概念がちょっと変わってきたわけです。もともと学校というのは、内部評価はずつと以前からやってきているわけなんです。この内部評価についても過去においては東京都教育委員会から評

価項目が示されて、それを各学校が学校なりに、あるいは教育委員会が教育委員会なりに内容を検討して評価項目をつくって取り組んできたわけですけれども、外部評価ということが非常に大きな課題になってきた中で、小平市は平成13年から保護者や地域の皆さんに外部評価という形で取り組んでいただいたわけです。

ここでその評価の概念が先ほど変わったといいましたけれども、そういう評価は関係者評価と位置づけようということになってきたわけなんです。保護者や地域の皆さんや児童生徒からやってもらう評価は、これは関係者評価だと。外部評価というのはそれ以外の人がやる、いわゆる第三者機関がやるのが外部評価であるという考え方なんですね。それを国の方も今その外部評価という形で評価委員会をつらなければいけないということで、検討しているんですけれども、その詳しいシステムづくりについて、まだ都道府県教育委員会に示されていないんです。

だから東京都の外部評価という制度をどういうふうにしてつらうかというのは、まだ取り組んでいないということなんですよ。ただ来年からやるとすると、もうそろそろ出てこないと準備もありますし、この会場でもほかの方から質問がありましたけれども、外部評価という形で委嘱するとそこに謝金を用意しなければならなくなってくるので、そうすると予算編成時期にこの制度のあり方について方向を示されないと難しいという話もありました。そんなところも絡んでくると思いますけれども、どちらにしても、これまで行っていた外部評価というのは第三者機関の評価にかえていくんだというのは、大きな流れだと思っています。

それから、私たちは確かに翌日のいわゆる実践報告会には参加しなかったんですけども。伊藤委員から指摘されましたように、相互関連指導とおっしゃったんですかね。

○伊藤委員

相互乗入れ。

○坂井教育長

相互乗入れですよね。これは小学校では非常に大きくなってくると思うんですよね。中学生の場合はすべて教科専門で教科担任が指導していますけれども、小学校ですと学級担任で、今、専科が多くて三、四名です。少ない学校は一、二名でやっているわけですけれども。やはり教師の専門性も非常に大きな課題になってきていますので、一応小学校の教員は全科という肩書きで学級担任をしているんですけども、やはり専門性を持った教員が指導することによって子どもたちの理解は深まるし、豊かになっていくんではないかということで、その辺も今後検討していくなければならないところだと思っています。ただ学校によっては、学年内、あるいは複数学年で乗り入れて指導しているような仕組みを取っている学校も、今、小平でも出てきております。

それから今後、校長・副校長合同会議でずっと私も話をしているんですけども、免許更新制については、これはよくよく読んでいくとわかるんですけども、要するに教育職員免許法の改正というところは、都は10年ごとの更新制ですので、当初からいわれているように、約30時間の講習を受けなければいけないということと、単に講習を受けるだけではなくて、講習の成果

にランクがつけられていくんですね。ABCというような形で。そうするとCランクがたしか60点だったと思うんですけれども。60点以上を合格にしてそれ以下は不合格になるんです。不合格になつたらすぐ免許失効ということではなくて、また翌年研修を受けなければならぬんですね。ただ何年まで研修を受けていいのかはちょっと明記されていませんけども。その辺がちょっと厳しくなると思いますね。

それと、もともとこの免許更新制の話が国の方で話題になったときには、指導力不足教員の排除が目的だったわけです。だから荒畠委員からも言われましたように、その排除のことがちょっと課題になつていましたけども、この免許更新制はあくまで教員の資質向上のアップだと、要するにレベルアップのための研修だというふうに位置づけになっていますので、そこに排除というのは基本的ないわけなんです。教育公務員特例法に一部改正がありました。これは明らかに指導力不足教員の排除なんです。そうなりますと、この特例法の内容を教育委員会でもしっかりと把握して学校に指導しなければいけませんけども、校長がまた指導力不足教員の認定をしっかりとしていくかないと、二年以上の失効ということにならないわけですので、この辺は今後大きな課題になってくると思っています。

そんなわけで、今回の研修の中では本当にこれから教育行政で何を私たちが目指して教育委員会行政を進めていかなければいけないかということも、勉強になりましたし、また学校現場の課題は何かということも大体把握することができましたので、委員の皆さんと共有をしながら小平の教育が一層充実するように、また学校の校長を含めて先生方がその方向に取り組んでいただけるように、私たちも教育委員会の、いわゆる指導助言という一つの権限を使って学校と、協議をしながら子どもたちのために、いい学校づくりをしていかなければいけないと思っています。

それから、この資料の中で副校長や主幹、指導教諭の話が若干ありました。東京都はもう既に副校長という制度はもっているんですけども、これは教頭を副校長と称しているだけで、国の考え方は校長と教頭の間に副校長を置くということなんですね。校長が責任を持ってやらなければいけないことを、副校長に権限を一部委譲して副校長の段階でも学校経営ができるようになりますよ。そうなりますと、東京の場合はそういうシステムになっていませんので、文部科学省の方針と東京都の方針のすり合わせ、調整をしていかなければいけなくなると思うんです。その辺は私たちの課題というより、東京都の課題ですので、その動向は見ていかなければいけないと思っています。東京でも大きな学校には副校長二人制なんていう制度もありますけれども、すべての学校に校長、副校長、教頭と置けるようになれば、学校経営もそれぞれの方たちの負担が減って、もっとよくなるのではないかと思っていますので、その辺は制度改革に期待をしていきたいなと思っています。

それにしても研修大変御苦労さまでした。大変いい意見を聞かせていただきましたので、一層私たちも勉強して取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

阿部教育庶務課長からも御意見ございませんか。御感想だけでも。

○阿部教育庶務課長

それでは簡単に。委員さんから参考になる感想をいただきまして、ありがとうございました。

私、事務方ということで発言させていただきますと、教育長の方からも話がありました、この地方教育行政法なり、学校教育法なり、その改正部分をいかに事務方として現実の部分に当てはめていくかというのが問題だと思います。

例えば地方教育行政法の教育委員会の活動の自己点検評価のことですけれども、先ほど教育長の方からも点検評価ということで話が出ましたけれども、いったいどういった形で点検評価、報告するのか、点検評価の項目の内容、それから具体的にいつの年度のものを報告するのか、そういった点がまだはっきりいたしません。そういう点、いろいろな会合でも文部科学省の方に全国の教育長さんからも質問がされた機会を見たことがございますが、文部科学省の方もその辺は自己判断しなさいということなんでしょうか、回答はするものの、明確な回答はいたしておりません。その辺で、先ほど申し上げましたように、教育三法、それから教育基本法をいかに具体化していくのか、また、教育三法の本格実施は平成20年4月1日からでございますが、それまでに実施方法なりを具体化する作業を十分行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○坂井教育長

一つ落としていましたけれども。教育職員免許法改正の中で、あの中で十分に話がされていなかったんですけども、ちょっとあったことは、実はこれ平成20年4月から改正されますけれども、その年に免許を取得した先生方には免許状に、何年に更新しなければいけないというのが記載されるんだそうです。わかるわけなんですよ。自分がいつ免許の更新時期が来るんだということが。ところが、これまでの人には何にもないわけなんです。そうすると見落とす可能性もあるわけですよね。そこで東京都とそれぞれの教育委員会が、教員の勤務年数からどの方が何年に更新を受けなければいけないという把握をしておかないと、見落とす先生も出てくると思うんですよね。これは恐らく事務方の仕事になってくると思うんです。そういう意味では、うちの場合は教職員係の方でそういう新たな仕事も増えますけれども、免許更新制が一つの国の施策として具体的に進んでいくときには、やはりどの先生にもきちんと受けてもらうために、事前にあなたの免許更新は何年何月ですよということをお知らせするようなシステムを、今後つくっていかないと、今の先生たちには免許状にはそういうことが記載されていませんので、ちょっとその辺が一つの課題になってくるかと思っています。

以上です。

○小池委員長

どうも、ありがとうございました。

それでは、ここで委員長報告事項を終了させていただきたいと思います。

(教育長報告事項)

○小池委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）生活文教委員会の審査結果について。坂井教育長より御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（1）生活文教委員会の審査結果について、報告いたします。資料はございません。

市議会閉会中の生活文教委員会は、11月7日に開催され、教育に関するものといたしましては、議員提出議案「『軍命による集団自決』を教科書から削除する教科書検定の撤回を求める意見書提出について」の審査が行われました。

高等学校の日本史教科書に関する文部科学省の検定について、議員間で意見等が交わされ、結果としましては、内容修正のため一たん撤回となりました。

以上でございます。

○小池委員長

それでは次に、教育長報告事項（2）平成20年度財政計画について。坂井教育長より御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（2）平成20年度財政計画について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

平成20年度の予算編成方針につきましては、前回の教育委員会定例会において報告いたしましたが、これに関連して、去る11月14日の庁議で、市長から平成20年度財政計画が示されました。

これは現時点の概算数値でございますが、平成20年度の一般会計における財政規模は、前年度比1.0%増の490億1,200万円とされたところでございます。

詳細につきましては、昼間教育部長から説明させます。

○小池委員長

昼間教育部長、お願いいいたします。

○昼間教育部長

それでは、平成20年度財政計画について説明申し上げます。平成20年度の一般会計における財政規模は、490億1,200万円、前年度対比で1.0%、4億9,600万円の増でございます。以下、主に資料の3ページ以降、歳入歳出の表に沿って説明させていただきます。

最初に歳入でございます。歳入については、大きく「一般財源」と「特定財源」に分けられますが、一般財源は構成比で歳入全体の72.2%を占め、前年度とほぼ同額の約354億271万円を見込んでおります。

主な内容といたしましては、「市税」につきましては6億8,700万円の増収になるものの、「地方特例交付金」「地方交付税」について大幅な減を見込んでおります。また、財政調整基金からの「繰入金」については、前年度比3億円の減、「市債」のうち臨時財政対策債は、前年度比3億4,000万円の減を予定しております。

さらに、「特定財源」は約136億929万円、前年度比では3.7%、4億8,121万円の増でございます。

主な内容といたしましては、児童福祉費などの増による「国庫支出金」の増、選挙の実施に伴う委託金の減等による「都支出金」の減のほか、「繰入金」の増、これは退職手当基金からの繰入れが主なものですが、これらが計上されております。

次に、歳出でございます。4ページ目の歳出の表を参照願います。

歳出は、大きく「義務的経費」及び「任意的経費」に分類されますけれども、まず義務的経費については、前年度とほぼ同額の251億400万円でございます。ということは、任意的経費についても、ほぼ同額ということになります。

義務的経費は人件費、扶助費、公債費で構成されますが、そのうち「人件費」については、職員給の減などにより0.8%の減、「扶助費」については児童福祉費など社会保障関係費の増で1.9%の増、「公債費」は2.8%の減でございます。

次に任意的経費については、238億800万円で、対前年度比2.1%、約4億9,676万円の増でございます。

内容といたしまして、公共施設の老朽化に対応するための「維持補修費」の増、「補助費等」として一部事務組合への負担金の増などのほか、「繰出金」では、(仮称)後期高齢者医療特別会計の新設に伴い国民健康保険事業及び老人保健への繰出金が減となっております。

以上が、11月14日に示された平成20年度の財政計画でございますが、今後も、本予算の編成作業の過程で数値が若干変動することもあり得ることをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の制定について。坂井教育長より御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の制定について、報告いたします。資料のNo.4をごらんください。

通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒が特別支援学校ではなく、小平市立の小・中学校への就学を希望する場合は、施設面、安全面の観点により、従来から保護者の方に介助をお願いしてきたところでございます。平成16年2月「通常学級に在籍する肢体不自由児の豊かな発達保障について」の請願が小平市議会において採択されたことに伴い、平成16年度から保護者の負担軽減を目的とした緊急避難的な措置として、当該児童・生徒については、週1日を限度に介助員を配置してまいりました。

また、平成18年2月に、肢体不自由の児童・生徒の介助に関するあり方について検討するため、「小平市学校介助員検討委員会」を設置し、平成19年2月に教育委員会に報告書が提出されました。

この「学校介助員検討委員会」の報告書及び3年間の配置実績を踏まえ、平成20年4月1日施行に向けて、通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置に係る要領を制定し、手続きを明確にするとともに、事務の効率化を図ることといたしました。お配りしました介助員配置要領案をもとに予算面の調整等を行い、制定作業を進めてまいります。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（4）第68回国民体育大会競技会開催に係る合意書の締結について。坂井教育長より御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）第68回国民体育大会競技会開催に係る合意書の締結について、報告いたします。資料はございません。

去る平成19年10月16日（火）に、財団法人日本バレーボール協会による市民総合体育馆の正規視察が行われ、バレーボール競技会の開催が確定したことにより、東京都と開催に係る合意書を締結するものでございます。

これは、東京都が平成20年7月に日本体育協会及び文部科学省に対して開催申請をする際の要件の一つとして、都議会の決議が必要であり、そのために競技会開催市町村長との合意書を取りまとめるものでございます。

また、正式種目であるバレーボール競技のほか、都民のさらなるスポーツ振興及び地域振興をねらいとして、小平グリーンロードをステージとしたデモンストレーションインベントなども今後、検討していく予定でございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（5）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（5）寄附の受領について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

〔I〕は、日本教育情報機器株式会社様より、教材提示用機器及びソフトウェア一式、計46万2,000円相当を市立小学校18校及び中学校3校への御寄附でございます。

〔II〕は、天体望遠鏡1台、17万円相当を、匿名希望の個人の方から、小平第十四小学校へ御寄附いただいたものでございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、6件でございます。

はじめに、受付番号（68）。事業名、放送大学東京多摩学習センター公開講演会。主催団体、放送大学東京多摩学習センター。実施期日、平成19年12月21日。会場は放送大学東京多摩学習センターでございます。毎年承認しております、入場無料でございます。

次に、受付番号（69）。事業名、副籍シンポジウム。主催団体、東京都立小平養護学校・東京都立小金井養護学校。実施期日、平成19年12月12日。会場、東京都立小平養護学校でご

ざいます。今回初の承認です。事業内容は、特別支援教育を進めるために、在籍校、地域指定校、市教育委員会、保護者が副籍について発表し、意見交換を行うというもので、参加無料でございます。

次に、受付番号（70）。事業名、東京花祭り。主催団体、東京花祭り実行委員会。実施期日、平成19年12月8日。会場、東久留米市滝山西部地域センター前広場でございます。今回初の承認です。事業内容は、愛知県奥三河地方に伝わる国指定重要無形文化財「花祭」を東京で伝承し、地域の子どもたちの豊かな成長をはかり、地域の人間同士の交流と絆を深めるといもので、入場無料でございます。

次に、受付番号（71）。事業名、第5回仲間づくりパーティー。主催団体、地域デビュー支援サークル「とまり木」。実施期日、平成19年12月1日。会場、小平市福祉会館でございます。毎年使用承認しており、会費1,000円でございます。

次に、受付番号（72）。事業名、国立大学法人東京学芸大学、教員養成カリキュラム開発研究センター主催公開シンポジウム。主催団体、国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター。実施期日、平成19年12月1日。会場、東京学芸大学中央講義棟N411教室でございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

終わりに、受付番号（73）。事業名、親子でいっしょにガーデニング。主催団体、東京小平ロータリークラブ。実施期日、平成19年12月15日。会場、藤森農園でございます。毎年使用承認しており、参加無料でございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（7）事故報告I（10月分）につきまして、坂井教育長より御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

10月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

○山田教育部理事

10月分の事故報告Iについて報告いたします。

はじめに交通事故です。

管理下の交通事故はございませんでした。管理外では、小学校で4件ございました。

事故の内容についてです。

①は、小学校6年生男子が、自転車に乗り反対側から来た自動車のサイドミラーに接触し、右手小指を骨折したというものです。

②の事故は、小学校3年生男子が、路地から出てきたところ、自動車と接触し両ひざに擦り傷を負ったというものです。

③の事故は、小学校1年生男子が、学童クラブからの帰り、私道から車道へ飛び出し、自転車のタイヤに接触し、首の捻挫と右足くるぶしを骨折したというものです。

④の事故は、小学校5年生男子が、放課後乗っていた自分の自転車の前輪にひもが絡まり転倒し、頭と手の平に切り傷を負ったというものです。

次に一般事故についてです。

管理下の事故が小学校で9件、中学校で3件ありました。

はじめに小学校の事故をまとめて説明いたします。

①の事故は、小学校1年生男子が、登校中ふざけながら歩いていて、友達の振り上げた足が当たり、左まぶたに切り傷を負ったというものです。これは9月分の事故として報告いたします。

②の事故は、小学校5年生男子が下校中、鬼ごっこをしながら廊下を走っていて、柱に頭をぶつけ、額の右側に切り傷を負ったというものです。

③の事故は、小学校6年生男子が昼休み中、校庭で遊んでいるときに、コンクリートの段差につまずき転倒し、右手を骨折したというものです。

④の事故は、小学校1年生男子が休み時間中、図工で使った絵の具を洗った後、流しの前が濡れており、当該児童が転び後頭部を打撲したというものです。

⑤の事故は、小学校5年生男子が休み時間中、友人が清掃で使用していた長ぼうきの柄が、振り向いた当該児童に当たり、右目の下を打撲したというものです。

⑥の事故は、小学校3年生男子が休み時間中、中庭で数名の児童が遊んでいたときに、他の児童がふざけて投げた石が当該児童の口に当たり、上唇が腫れ、鼻血及び下の前歯が欠けたというものです。

⑦の事故は、小学校4年生男子が体育の授業中、運動会の80メートル走の練習中に足首をひねり、右足首を捻挫したというものです。

⑧の事故は、小学校4年生女子が体育の授業中、ポートボールのドリブルの練習中にコースをそれ、得点板の角に額をぶつけ、額中央に裂傷を負ったというものです。

⑨の事故は、小学校5年生男子が体育の授業中、高跳びの準備体操で足を振り上げたときに、バランスを崩し、右足首を捻挫したというものです。

次に中学校の事故を説明いたします。

⑩の事故は、中学校3年生女子が、体育の授業中、他の生徒が投げたドッジボールをよけきれず、当該生徒の右耳に当たり、鼓膜を損傷したというものです。

⑪の事故は、中学校1年生男子が、サッカーボールのパスの練習中、他の部員の蹴ったボールが当

該生徒の左手に当たり、左手首を骨折したというものでございます。

最後の⑫の事故は、中学校2年生男子が、卓球部の活動で、サービスの練習中に、卓球台の角に左手をぶつけ、左手首を骨折したというものでございます。

今月の事故は先月比で見ますと、交通事故は1件の減少、一般事故は同数でございました。また、昨年の同月比で見ますと、交通事故は2件の増加、一般事故は2件の減少でございました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございます。

次の議題でございますけれども、教育長報告事項（8）及び（9）、並びに議題第22号から第26号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございます。

後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したがいまして、ここまで教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お出しいただきたいと思います。

○伊藤委員

資料No.4、小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領について、少々わからないところがありますので、お尋ねします。

3点ございます。

まず1つ目が、別記様式第1号、保護者が出す介助員配置希望書ですが、下の方に「介助員の配置の決定に当たり、小平市就学指導委員会に情報を聞くことについて同意します。」というのがありますが、これが要領の第5条第1項の「委員会は当該申出に係る対象者の状況について、小平市就学指導委員会に意見を聞くものとする。」というのとリンクしているものとしますと、非常に細かいことで恐縮ですが、「情報を聞く」という表現もちょっと違和感があるんですが、こちらは「意見」ではなく「情報」という文言でした。その意図といいましょうか、その理由をちょっと知りたいということ。

それからこれも非常に細かいんですが、これを読んだとき一瞬わからなかったのです。要するに、「聞く」ということの主語の「委員会が」という文言が入らなくていいのかという点ですね。

それから2番目としまして、その別記様式第2号の文章です。これは要領の第4条第2項、「配置者が在籍する市立学校の校長と調整の上、当該校長が介助員配置意見書により委員会に意見を述べることをもって、当該申出に代えることができる。」というのにリンクする書式ですけれども、この代えることができるという、このことにおいて必要な書式であって、これがないと「調整の上、保護者が直接次年度以降も申出をする」ということになり、書類を出すということになりますと、別に配置校の校長から文書としての報告というのではないということになるんでしょうか。

それから、第10条ですけれども、研修のことが明記されています。これに関連して、介助員

は、今現在、学期ごとの任用ということになっていますが、やはりこの研修のことを考えたりしますと、任用は年度ごとというになっていくのでしょうか。それと、この研修に関して、検討委員会でも意見、案が出ていましたが、小平養護学校と連携して、そちらから講師を派遣してもらっての研修という見通しはついているのでしょうか。

その3点をお伺いしたいと思います。

○小池委員長

非常に具体的な御質問がございましたけれども、どなたかお答えいただけますでしょうか。

○山田教育部理事

ただいま3点御質問いただきましたが、すべてにわたって明確にお答えできるかどうか、少しわかりませんが、まず1点目から御説明してまいります。

親の意見を聴く、また意見という言葉のところでございますけれども、本来就学に関しては就学指導委員会の判断にゆだねるところでありますけれども、保護者の強い希望により就学指導委員会の判断と異なる就学で通常学級に在籍する肢体不自由のお子さんが在籍しております。そういったところでは、やはりあくまでも就学指導委員会の方向性を教育委員会としては尊重していくべきところではあるんですけども、その保護者の強い希望というところを、この親の意見を聴くという表現で行っております。

したがいまして、この意見という言葉とか、聴くという表現がそういったわかりにくさを示してしまったのかなと、思っております。

2点目の第4条に関係するところでございますが、保護者が次年度も引き続き介助員の配置を希望した場合、この場合は校長が意見書をもってかえることができるという、こういうことでございまして、一つは事務手続きを簡便化したものであると考えております。したがいまして、保護者が引き続き手続きを行った場合、校長の意見はどうなるかという御指摘であったかと思うんですが、当然、就学指導委員会の方で、そのお子さんに対しての検討を行いますので、就学指導委員会は校長の意見を聞きます。したがいまして、全く校長の意見が述べられることなく次年度も引き続き在籍するとは思っておりません。

3点目の介助員の研修のことについて、でございますが、これについてちょっと今、明確にお答えできないところでございまして、申しわけございませんが、ちょっと保留にさせていただきたいと思います。

1点目、2点目きちんとお答えできたかどうか、再度御質問いただきたいと思います。

○伊藤委員

この問題は非常にデリケートでもございますので、市民感覚でこれを読んだときにということで、率直に素朴に質問させていただいた次第です。

それで、1点目のことに関しては、親の意見ではなく就学指導委員会の意見を聴くということ

だと思うんですけれども。別の機会に、また詳しく伺います。

それから、2点目の校長の意見を聞くということは、第9条の就学の継続的な観察又は相談のところでもございますので、それは承知いたしておりますが、やはり継続していくときにある種の緊張感を持って年度ごとに、継続はもちろん必要であり、支援は必要であっても、ある種の緊張感を持ってやり取りをしていくということが、結局はその児童のためにも保護者のためにもなるというふうに思いますので、文書の報告というものにこだわった次第です。

また別の機会に、詳しく述べてお伺いできればと思います。

○山田教育部理事

御質問の1点目と2点目に関連することですので、一言つけ加えさせていただきますが、この適切な就学を推進するという考え方は従来どおりといたしておりますので、就学指導委員会は従来どおりの就学指導を行い、介助員の配置後にあっても、就学指導委員会は継続的に観察及び相談を受けていくということでございます。したがいまして、就学指導委員会の意見、またはその意見を聞くということについては、継続的に行っていくということをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○吉田委員

今の介助員のことで2つお伺いしたいと思います。

1点は、この介助員の資格というのは何か必要なものがあるのでしょうか。

それから、今現在小平市では介助を必要としている児童は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

以上、2点お尋ねしたいと思います。

○山田教育部理事

まず1点目でございますが、介助員については資格要件を求めておりません。

2点目でございますが、現在介助を必要とする肢体不自由児は3名おります。

以上でございます。

○小池委員長

ほかにございませんでしょうか。

それではちょっと念のためにお伺いしたいんですけど、この介助員配置に関する費用というの

は歳出の中のどちら辺に入るのでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたい。

○山田教育部理事

現在は特別支援教育推進事業の臨時職員賃金から支出をしております。そこで不足が生じた場合は、さらなる予算措置をお願いしていくということで考えております。

○昼間教育部長

資料No.3の4ページの歳出のところの、どこに該当するかという御質問でございますか。

この部分の、任意的経費の物件費かと思います。こちらの方に含まれるということになるかと思います。

○小池委員長

人件費として、ですか。

○昼間教育部長

人件費ではありません。物件費ということになります。

人件費は我々職員の部分ということになります、臨時職員さん、いわゆるアルバイトさんの扱いは物件費ということで、こちらの方にカウントされます。

○小池委員長

わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○吉田委員

今の介助の件と違う質問でよろしいでしょうか。

資料No.5の寄附の受領についてのところで、〔I〕の寄附物件で教材提示用機器及びソフトウェア一式、計46万2,000円相当のものを御寄附いただいておりますけれども、これについてどのように利用されていくかということを詳しくお話をいただけますでしょうか。

○小池委員長

坂井教育長、お願ひいたします。

○坂井教育長

これは多分平成16年だったと思いますけれども、平成16年から開始しましたインターネット子ども教室、これに関連するものです。佐賀県の小学校6年生がインターネットを使って友だちのことを表記して、それを読んだ子どもとの間で殺人が起こったということがありましたよね。

それを受け文部科学省が急遽、このインターネット子ども教室を全国展開しようという予算を組んで、ここに日本教育情報機器株式会社と書いてありますけれども、メディアフォーラムの方で全国募集したわけなんです。

小平市教育委員会でも、インターネットを使った子どもたちの教育をしようという取り組みをしていましたので、急遽取り組もうとしたんですけども、この事業そのものが実はボランティアの方たちが事務局をつくって地域で展開するという事業だったものですから、幸い小平では多くのボランティアの方が子どもたちにパソコンを使う指導にかかわっていただきましたので、多くの小学校で1年目はインターネット子ども教室が開催されました。それが3年後にここに書いてあります小学校18校、中学校3校で開催されて終わったわけですけれども、そのときに2年目からだったと思いますけれども、スタンドアローンのコンピュータと、それからパームトップコンピュータといって、手のひらで操作できるコンピューター。それと液晶プロジェクターを子ども教室で使えるように、メディアフォーラムから機器の貸与があったわけなんですね。

このインターネット子ども教室をはじめ、学校の授業の中でも非常に必要なものですので、事業が終わったときに、それらの機器についてそのまま学校に残して利用させてくれるように交渉していたわけなんです。それが1年くらいかかったんですけども、ここにきて小平だけというわけにはいきませんので、全国の会場で使った機器をそのままそれぞれの会場に寄附することになりますて、小平の場合には子ども教室を主宰している地域の皆さんが本当は受けることになるんですけども、学校でやっていますのでそのまま学校に寄附していただくという形になったわけです。

金額はここに46万2,000円と書いてありますけれども、これは一たん使ったから中古品になるわけですね。だから非常に安い価格になっているんですけども、今言ったようにスタンドアローンが一式、それからパームトップコンピューター、液晶プロジェクター、この3点が市内の21校に寄贈をされていますので、実は相当な金額なんですね。

この教育情報機器株式会社様という方も、感謝状を受けるつもりは全くないからということで、いろいろ御自身で調査をなさつたらしくて、小平市の場合は50万を超えると市政施行記念式典のときに感謝状をお出しするわけなんですけれども、この46万の価格に抑えていただいたという背景がどうも裏にはあるようで。向こうの方はそんなことはおっしゃいませんけれども、何もいらないと、寄贈をするだけだということでした。

ただ、そういう経緯で子ども教室を開催した学校にそのまま機器が寄贈され、その中でディスプレイ上で本当に子どもが参加して、そういうインターネットに係るさまざまな光と影の部分の体験ができるようなソフトウェアがあるわけなんですね。それですとか、名刺をつくったり、絵葉書をつくったり、いろんなソフトがあるわけなんですけれども、そういうソフトウェアも一式そのまま御寄附いただいたという、そういうものでございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

今インターネット絡みでいろんな問題が起こっていますので、そういうのは今後とも必要ですね。

伊藤委員お願いいたします。

○伊藤委員

先ほどの介助員のところに戻って聞きますけれども、別の機会にと申しましたが、定例会の場でうやむやにするのも質問しておきながらなんですので、もう一度伺います。

考え方、それから進めていき方についての理解は一応できているものという前提に立ってください。その上で文言についてお聞きします。

これを保護者が読んだときに、どうかな、という視点に立つわけなんですけれども、ここは先ほどの別記様式第1号のところで、申請する保護者が、要するに介助員の配置を教育委員会が決定するときに就学指導委員会に、第5条ですよね、意見を聞くものとするとあります、この教育委員会が就学指導委員会に意見を聞くことに同意するわけですね。それを表しているわけですね。それについて同意するということでの、署名・サインだと思うんですけれども、非常に細かいことの質問だったので、かえって伝わらなかったのかもしれません、5条の1項で意見となっているのがなぜ情報となっているのか、それがどういう意味合いで情報となったのか。

それから、こういった要領の特殊な文書というのはよくわかりませんので、一般的な感覚として、これには主語がないので、一瞬何のことかとわからなかつたんです。委員会が小平市就学指導委員会より情報を得るものとする、得るということに保護者が同意するということ。あるいは、委員会が小平市就学指導委員会に意見を聞くことについて保護者が同意します、というのならわかるんですけども。

ちょっと神経質な質問で申しわけありません。何か理由があつたんでしょうか。

○小池委員長

山田教育部理事お願いします。

○山田教育部理事

この部分なんですけれども、この就学指導委員会というのは教育委員会内部の組織ではありますけれども、保護者と就学指導委員会とのやり取りというのは、個人情報という意味で教育委員会の方に常に報告があるような内容ではございません。したがいまして、保護者がここに同意を得るということは、つまり保護者と就学指導委員会とのやり取りは個人情報が守られているという中で、保護者と就学指導委員とのやり取りがあったものですから、教育委員会といえども、この就学指導委員会の内容について意見を聞く場合は、やはり個人情報としての了解を得る必要があります。ここでの情報を聞くとは、このことととらえております。

以上でございます。

○伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

○小池委員長

ほかにございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは以上で、（1）から（7）までの教育長報告事項を終了といたします。

(議案)

○小池委員長

次に日程を変更いたしまして、議案を先に審議したいと思います。

議案第21号、平成19年度教育予算の補正の申出について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第21号、平成19年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算に係る補正を申し出るものでございます。

内容といたしましては、歳入については、教育費国庫補助金で144万2,000円の増、教育債で670万円の減、歳出については、小学校費で197万2,000円の減、中学校費で3,281万8,000円の減、合計して教育費で3,479万円を減額するものでございます。
以上でございます。

○小池委員長

それでは質疑に移りたいと思いますが、御質問ございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それではないようですから、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

ー討論省略の声ありー

○小池委員長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第21号、平成19年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項（8）及び（9）、並びに議案第22号から第26号までございますが、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがいまして、これらにつきましては、非公開で審議したいと思います。

採決は挙手でお願いいたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○小池委員長

挙手全員でございました。賛成の方が3分の2以上の多数と認め、非公開と決定いたしました。これ以降の議事は非公開で取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。ここで15時45分まで休憩といたします。

午後3時28分 休憩